

広島県公安委員会告示第 51 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 12 日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
7S1159	告示の日 (平成 20 年 6 月 12 日) から 3 年間	回胴式遊 技機	ウミンチュ G- 30	株式会社 トリビー 代表取締役 照沼丈史 (東京都新宿区岩戸町 4 番地)	左同
7S1165	同上	同上	ウミンチュ	同上	左同
8S0148	同上	同上	パチスロクロ ーズ R	同上	左同
8P0418	同上	ぱちんこ 遊技機	CR 大海物語ス ペシャル MTE	株式会社 三洋物産 代表取締役 金沢要求 (愛知県名古屋市千種区 今池三丁目 9 番 21 号)	左同
8P0426	同上	同上	CR 大海物語ス ペシャル MTL	同上	左同
8S0369	同上	回胴式遊 技機	シオサイ V-30	株式会社 パイオニア 代表取締役 野口三次 (大阪府東大阪市長田中 一丁目 4 番 6 号)	左同
8S0413	同上	同上	ハナハナ S-30	同上	左同